

(第六類第二十七號)

第七十六回 帝國議會衆議院

借地法中改正法律案外
一件委員會議錄(速記)第六回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
刑法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八七號)

昭和十六年二月二十六日(水曜日)午前十一時十九分開議

會議
和十六年二月二十六日(水曜日)午前十一時開議
出席委員左ノ如シ
ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマスカラ、獨リ官吏ニ限ツダコトデハアリマセ

○秋山政府委員　或ル地位ヲ持ツテ居ルコトガ、結局請託ヲ受ケルコトニナルノデアリマスカラ、若シ例へバ官吏デナケレバ、サウ云フコトハ頼マレナイデアラウ、自分ガ官吏ノ地位ヲ持ツテ居ルカラ、ヤハリ斯ウ云フコトヲ依頼スルノデアラウト云フ認

リマシテモ、是ガ官吏ノ地位ニアルカラ、
自分ガ此ノ斡旋ヲスレバ、本人ノ方ニ請託
ノ趣旨ガ通ルノデアルト云フコトヲ理解セ
シムルコトニモナルシ、又斡旋スル官吏自
身トシマシテモ、ソレガヤハリ違法性ヲ持
ツテ居ルノダト云フコトゾ認識モ、ソコニ
アルコトニナルノデアリマスカラ、客觀的
ニ決マルト同時ニ、ヤハリサウ云フ認識ヲ
必要トスルモノデアルト思ヒマス

二月二十六日委員佐竹晴記君辭任ニ付其ノ
補闕トシテ菊地養之輔君ヲ議長ニ於テ選定
セリ

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨り官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ガマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ヌマス

司法省刑事局長 秋山
要君

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ口
今申上ガマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上グマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ネテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ラ

付) 刑法中改正法律案(政府提出 貴族院送

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨り官吏ニ限ツダコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ゲマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ねテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ヲス
ル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
ヒテハ、彼貴が自分ニ地位立其ニキ、ナシ召め

○山本委員長代理　是ヨリ會議ヲ開キマス
○中井間委員　刑事局長ガ十見ニニナゾ

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ガマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上グマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ネテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉スル
スル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
此ノ公務員ガ自分ノ地位其ノモノヲ名刺ニ
書イタリ、或ハ書イテナイデモ、チヤント

○併井間委員　刑事局長方を見ニテツテ居リマスカラ、條文ノ關係ニ付テ一、二

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨り官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ口
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ねテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ヲス
ル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
此ノ公務員ガ自分ノ地位其ノモノヲ名刺ニ
書イタリ、或ハ書イテナイデモ、チヤント
相手ノ方デハ、ドウ云フ地位ニアルカト云
フコトヲ知ツテ居ル、其ノ地位ニアル人ガ、

御伺ヒヲ致シタイト思ヒマス、先ヅ第一ニ
第百九十七號ノ四ノ關係デアリマスガ、法

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ダマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ネテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ヲ
スル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
此ノ公務員ガ自分ノ地位其ノモノヲ名刺ニ
書イタリ、或ハ書イテナイデモ、チヤント
相手ノ方デハ、ドウ云フ地位ニアルカト云
フコトヲ知ツテ居ル、其ノ地位ニアル人ガ
其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、何カ積

文ノ所謂「其地位ヲ利用シ」ト云フ意味ヲ御

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ネテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ヲ
スル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
此ノ公務員ガ自分ノ地位其ノモノヲ名刺ニ
書イタリ、或ハ書イテナイデモ、チヤント
相手ノ方デハ、ドウ云フ地位ニアルカト云
フコトヲ知ツテ居ル、其ノ地位ニアル人ガ、
其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、何カ積
極的行爲ヲ必要トスルノカ、唯不作意的ニ
其ノ地位ニアレバ地位ヲ利用シタト云フコ

○秋山政府委員「其地位ヲ利用シ」ト云フ
信ヒ到シタク

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
スガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ゲマス

コトハ、例ハ官吏ガ自分ノ職務ニ關スル事

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
スガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ口
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

項テハアリマセヌカ他ノ同僚ノ職務ニ關スル事項ニ付テ、他カラ斡旋ヲ頼マレテ、

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨り官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
スガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ只
今申上ゲマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

其ノ官吏タル地位ヲ利用致シマシテ、自分
ガ其ノ同僚ニ働き掛け、サウシテ請託ヲ受

ケタ趣旨ノヤウニ事ヲ運バセルト云フヤウ
ナ場合ガ「其地位ヲ利用シ」ト云フコトニ當
ルノデアリマス、是ハ無論公務員トアリマス
カラ、獨リ官吏ニ限ツタコトデハアリマセ
ヌガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、
其ノ公務員タルノ地位ヲ利用スル、即チ口
今申上ダマシタヤウニ、官吏ガ自分ノ同僚
ニ對シテ或ル請託事項ノ斡旋ヲスルト云フ
ヤウナ場合ニ當ルノデアリマス、以上御答
ヘ申上ダマス

○仲井間委員 一昨日カラ其ノ問題ニ付
テ質疑ヲ重ねテ參リマシタ、ウルサイヤウ
デゴザイマスガ、此ノ地位ヲ利用スルト云
フコトハ、一つノ作意デアルノカ、不作意
デアルノカ、一つノ狀態デアルノカ、例ヘ
バ名刺ヲ持ツテ行ツテ私ハ衆議院議員仲井
間デゴザイマスト云ツテ、就職ノ交渉ヲス
ル場合ニ、地位ヲ利用スルト云フノハ、
此ノ公務員ガ自分ノ地位其ノモノヲ名刺ニ
書イタリ、或ハ書イテナイデモ、チヤント云
相手ノ方デハ、ドウ云フ地位ニアルカト云
フコトヲ知ツテ居ル、其ノ地位ニアル人ガ、
其ノ地位ヲ利用スルト云フコトハ、何カ積
極的行爲ヲ必要トスルノカ、唯不作意的ニ
其ノ地位ニアレバ地位ヲ利用シタト云フコ
トニナルノカ、是ハ重要ナ所デアリマシテ
單ニ或ル地位ニアル人ガ交渉斡旋ヲスル場
合ニ、地位其ノモノガアルコトニ依ツテ、
地位ヲ利用シタト云フコトニ認定セラ得
ル場合モアルシ、ソレガ解釋ガ一定セヌト
イケナイノデヤナイカト思ヒマス、詰リ不

○秋山政府委員 其ノ地位ヲ利用スルト云ヒタイト思ヒマス
フコトハ、其ノ地位ヲ持ツテ居ルト云フコトガ、客觀的ニ勿論必要デアリマスカラ、其ノ地位ヲ利用スルト云フ文句ヲ全然抜イテシマフト云フコトニナリマスト、非常ニソコニ相違ガ起ルト思ヒマス、唯私ノ申上ゲタノハ、地位ヲ利用シテ斡旋ヲスル人ガ、其ノ地位ヲ利用シナクトモ、詰リ自分ガ官吏デアルトナイトニ拘ラズト申シマスカ、或ハ官吏デナクテモ、當然其ノ點ニハ何等關係ノナイ事項ナンダト云フコトデアリマスレバ、ソコニ違法性ガナイコトニナルノデハナイカト思ヒマス、自分が官吏デアレバコソ斯ウ云フ事項ノ請託ガアルノダト云フ認識ハ、ヤハリソコニ必要デアラウト、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス
○仲井間委員 官吏デアレバコソ、同僚デアレバコソト云フヤウナコトガ、認識シ得ラレル場合ト云フカ、詰リ利用スルト云フ文字ガナクトモ、其ノ地位其ノモノガモウ既ニ公務員デアルノデスカラ、總テ摘發ヲスル側ニ於キマシテハ、其ノ地位ヲ持ツテ居ル人ハ、其ノ地位ヲ利用スルコトガ便利デアルト云フコトニ、其ノ状態ガ既ニサウ云フコトニ認定ヲサレテ、サウシテ職務ヲ持ツテ居ル公務員モ、又地位ヲ利用スル公務員ノ方モ、何等地位ヲ利用スル意思モナシ、又職務ヲ持ツテ居ル公務員モ、何等其ノ地位ト云フモノニ對シテハ關心ヲ持タナイデ、普段能ク知合ヒデル、同僚デアル、賴マレテモ、外部カラ見ルト、同僚デアリ、公所カラ、就職ノ紹介ヲ頼マレル、何カノ交渉ラ

○秋山政府委員 實際問題ニナリマスト、具體的ノ其ノ事件ガ果シテ地位ヲ利用シタコトニナルカナラヌカト云フコトノ判断ベ、困難デアラウト思ヒマスガ、此ノ百九十四條ノ四ハ、兎ニ角其ノ地位ヲ利用シテ斡旋ヲシタト云フコトニ認定サレナケレバナラヌノデアリマスカラ、斡旋スル本人ガ自分ノ地位ヲ利用シテはヤルノダト云フ認識ガ、ドウシテモ必要ダト思ヒマス、デアリマスカラ客觀的ニ見マシテ、是ハ地位ヲ利用シタノダラウト思ハレルヤウナ場合デアリマシテモ、深ク調べテ見マシタ結果、ソレハ結局地位ヲ利用シタコトニハナラヌノダト云フ場合ガ、隨分出テ來ルノデハナイカト思ヒマス、刑事局長ノ所管事項ニ付テ民事局長ガ斡旋ヲスルト云ツタヤウナ場合デアリマシテモ、司法省ノ局長同士ノコトデアルカラ、此ノ事項ノ斡旋ヲ頼マレタノダト云フヤウナ場合ガヤハリ多イト思ヒマス、又サウデナケレバ斡旋ヲ頼ム筈ハナイ譯デアリマス、サウ云フ風ナ場合ニハヤハリ斡旋スル本人ニ其ノ認識ガ大體ハアルト思ヒマス、デアリマスカラマア客觀的ニ地位ヲ利用シタノダラウト見ラレルヤウナ多クノ場合ハ、ヤハリ斡旋ヲスル本人モ自分ガ其ノ地位ニアルカラ、斡旋ヲ頼ンデルノデアル、詰リ實際問題トシテハ總テ公務員デアルト云フコト自體ガ、其ノ地位ヲ利用スルト云フコトニナルノヂヤナイデスカ、例ヘバ民事局長ガ刑事局長ニ對シテ人事ノ紹介ヲスル場合ニ、是ハ地位ヲ利用シタ言ハレマスカ、言ハレマセヌカ

來タノグラウト云フ認識ガアルモノト見テ
宜イト思フノ、デアリマス、デスカラ其ノ地位ヲ持ツテ斡旋ヲ頼マレ、斡旋ヲシタト云
フ客觀情勢ガアリマスレバ、大體ハヤハリ
此ノ條文ニ當嵌マルコトニナルノグラウト
思ヒマス、唯極メテ例外ノ場合モアルト思ヒ
然サウ云フ認識ガナイ、全ク是ハ特殊ノ關係
係デ頼マレタノデ、地位ト何等關係ノナイ
請託ナンダト云フヤウナ場合モアルト思ヒ
マス、サウ云フ場合ハ之ニ當ラナイノデア
リマス、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス
○仲井間委員 大體事件ヲ取扱フ官吏ノ方
カラソレヲ見ルト、一應ハ公務員ノ地位ニ
アル人ガ、他ノ公務員ノ職務ニ屬スル事項
ニ付テ斡旋交渉ヲナス場合ニハ、一應ハ其
ノ地位ニアル人ガ交渉スルノデアリマスカ
ラ、之ヲ調べテ見ル、結局調べタ結果ハ是
ハ地位ヲ利用シテ居ツタノデハナクシテ、
普通ノ友人ノ間柄トシテヤツタノダト云フ
コトガ後テ分ルコトガ能クアル、其ノ方ノ
事例ガ此ノ法律ガ現ハレテ參リマスルト云
フト、此ノ法ノ運用ハ大多數ハ一應サウ云
フ方面ノ調ベヲ受ケルコトニ依ツテ、後デ
無罪ダト云フヤウナコトニナツテ、其ノ調
べノ濟ムマデハ非常ナ迷惑ヲ蒙ムルヤウナ
事態ガ、發生スルノダト云フヤウナコトハ、
御考ヘニナツテ居リマセヌカ
○秋山政府委員 サウシタ場合モ相當アル
カモ知ラヌト思ヒマスガ、併シナガラソレ
ハ勿論起訴前ニ検事ノ手ニ於テ十分調査ヲ
遂ゲマシテ、其ノ點ハドウシテモ明カニシ
ナケレバナラヌ事項ダト思ヒマス、デアリ
マスカラ一應其ノ地位ヲ持ツテ居ツテ、讀
託事項ノ斡旋ヲシタト云フ客觀的ノ事情ガ
アリマスレバ、取調べノ對象ニナラウト思

ヒマスクレドモ、此ノ點ノ調べガ進ミマシテ、其ノ結果ソレハ關係ガナイノダト云フヤウナ場合モ、隨分多イカモ知ラヌト思ヒマス、併シ是ハ實際調べテ見タ結果デナイント、抽象的ニ之ヲ其ノ方ガ多イダラウ、少イダラウト云フコトヲ申上ゲルコトハ一寸困難デアルカモ知レヌト思ヒマス

○仲井間委員 其ノ點ニ付テ押問答シタ所デ果シガナイト思ヒマスガ、ソレデハ私ハ此ノ條文ノ持ツ性格デアリマスカ、其ノ點ニ付テ一應伺ヒタイト思ヒマスガ、瀆職罪ハ職務ノ公正ヲ維持スルコトガ法益ダト私ハ信ジテ居リマスガ、マダソレ以外ニモ何カ法益ガアルノデゴザイマスカ、又今度ノ百九十七條ノ四ノ條文ハ、又新シイ法益ヲ組織込ンダモノデアリマセウカ、其ノ點ナ同ヒタイ

○秋山政府委員 御尋ネノ點ハ勿論此ノ條文ハ職務ノ公正ヲ維持シヨウト云フ點ニ狙ヒ所ガアルノデアリマシテ、從來ノ瀆職罪ノ性質ト少シモ變リハナイノデアリマス、斡旋ガイカナイト云フコトハ、要スルニソレニ依ツテ正當ニ職務ガ遂行セラレナイ、職務ニ關シテ中ヘ斡旋者ガ入ツタト云フダケデ、結局ハ從來ノ瀆職罪ト同様ノ内容ヲ持ツタ犯罪ガ、成立スルト云フコトニナルノデアリマスカラ、從來ノ瀆職罪ノ性格ト少シモ變リハナイト考ヘテ居ルノデアリマスデアリマス、然ルニ現行法ノ職權濫用罪、又或ハ利益ニ依ツテ職務ノ公正ヲ侵害スル虞ノアルモノ、又侵害シタモノニ付テ規定ガアリマス、ソレヲ考ヘマスト、直接利益

ニ依ツテ職務ノ公正ガ害サレル虞ガアリ、
害シタル場合、即チ其ノ利益其ノモノガ
職務ノ公正ヲ侵害スル虞ガアルノデアリマ
スカラ、其ノ利益ニ繫ガツテ居ル關係ヲ取
除クコトガ、法益ヲ保護スルコトニナルト
云フ理由カラ、利益ヲ提供シ約束ヌルコト
ヲ忌避シテ居ル、今度ノ此ノ百九十七條ノ
條文ハ、保護サレル所ノ職務ノ公正ハ何處
ニアルカト云フト、他ノ公務員ノ職務ニア
ルノデアル、地位ヲ利用スル公務員ノ職務
デナクシテ、他ノ公務員ノ職務ニアルノデ
アツテ、其ノ他ノ公務員ノ職務ノ公正ヲ害
スル虞アル所ノ事情ハ何處ニアルカト云フ
ト、地位ト云フ所ニアル、地位ヲ利用スル
所ニアツテ利益ニハナイ、其ノ公務員ノ得
ル所ノ利益其ノモノガ公務ノ執行ヲ妨害ス
ル虞デハナイ、地位ヲ利用シテ斡旋スルト
云フ行爲其ノモノガ、職務ノ公正ヲ害スル
虞ガアル、ソレヲ排除スル方法ヲ執レバ此
ノ法益ハ保護サレル、私ハ瀆職罪ノ目的ハ
ソコニアルノダト思ヒマスガ、職務ノ公正
ト何等關係ノナイ所ノモノヲ取締ラウトス
ル考ヘ方ハ是ハ瀆職罪デハナイノデハナイ
カ、斯ウ考ヘルノデアリマスガ、其ノ點如
何デアリマスカ

○秋山政府委員 地位ヲ利用シテ斡旋ヲス
ルコトガ、結局事實上ニ於テ職務ヲ擔當シ
テ居ル公務員ノ公務ノ決定ヲ、左右スル力
ヲ持ツコトニナルノデアリマスカラ、其ノ
點ニ付テノ違法性ヲ處罰シヨウト云フコト
ガ目的デアルノデアリマス、瀆職罪ノ結局
ヲ取締ラウト云フ趣旨ハ、職務ノ公正ヲ保タ
ウト云フ所ニアルノデアリマスカラ、金ノ
力ヲ以テ其ノ公正ヲ侵サウトスル場合ト、
或ハ地位ノ力ニ依ツテ其ノ公正ヲ侵サウト

云フコトト、性質ハヤハリ同ジコトニナル
ト思フノデス、一方ハ直接金ニ依ツテ公正
ヲ害サウトスル、一方ハ其ノ間ニ地位ノア
ル者ヲ入レテ、サウシテ其ノ力ニ依ツテ公
正ヲ害サウトスルコトデ、要スルニ職務ノ
公正ヲ害サウト云フ趣旨ニ於テハ同一デア
リマスカラ、從來ノ瀆職罪ノ狙ツテ居ル所
ト少シモ變リハナイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ
居リマス。

付テ信用ヲ得ル場合ト恐怖ヲ與ヘル場合ト併シ地位ヲ利用スルト云フ意味ニ解釋サレテ居ツタヤウデアリマスガ、此ノ條文カラ行ケバ信用ヲ與ヘテ相手方ニ違法性デナクシテ、相手方ニ信用ヲ與ヘ相手方ヲ安心セシムル場合モアル、然ルニ此ノ條文カラ行ケバ信用ヲ與ヘテ相手方ニ安心ヲ與ヘル場合マデモ含マレルコトニナル、ソレデ私ハドウシテモ違法性ヲ含ムト云フ場合ニ於テ成立スルト云フコトデナケレバナラスト考ヘル、此ノコトハ後テ十分申上ゲテ當局ノ考へ方ヲ伺ヒタイト思ツテ居リマシタガ、關聯シマシタノデ一寸申上ゲタノデスガ、茲ニドウシテモ違法性ト云フコトヲ現ハサナケレバイカヌノデハナイカト思ヒマス、ソレデ先刻申上ゲマシタ威力ニ依ツテ職務ノ公正ヲ害シ、或ハ利益ニ依ツテ職務ノ公正ヲ害スル場合ガアル、サウスルト職務ノ公正ヲ害スルノハ、地位ノ威力或ハ利益、ソレガ害スルノデアツテ、地位ヲ利用スル所ノ公務員ガ受取ツタ利益其ノモノハ、公務ヲ執行ノ妨害ニヘ何等關係ハナイ、ソレデ私ハ此ノ條文ノ狙ヒ所ヲ伺ヒタイ、ソレハ一ツ正直ニ御答辯願ヒタイ、吾々モ一ツ「イデオロギー」的ナコトハ能ク研究致シタトイ思ヒマスガ、要スルニ此ノ條文ハ公務員ノ綱紀肅正ヲ狙ツテ居ルノデハナイデセウカ、詰リ賄賂罪ト云フ意味デナクシテ、公務員ガ苟クモ交渉ヤ斡旋ナドヲヤツテ報酬ヲ貰フコトソレ自體ガ、此ノ時代ニハ滴ガアル、是マデノ政府委員ノ答辯デハ、地位ヲ利用スルコトハ威力ヲ發揮スルト云フ

ルコトガ職務ニ影響ガアルノデアツテ、利益ヲ得ルト云フコト、賄賂ヲ取ルト云フコトハ、向フノ公務員ノ方デハ知ラナイ、ソレガ公務ノ執行ヲ害スルト云フ虞ハナイノデアリマスカラ、其ノ點ヲ茲ニ持ツテ來タト云フコトハ、是ハ苟クモ公務員ノ綱紀肅正ヲシヨウト云フ意味デ、此ノ條文ガ出來テ居ルノデハナイデセウカ

〇仲井間委員　綱紀肅正ト云フモノハ從タ
アリマス
文ノ狙ヒ所ハ、主タル所ハヤハリ職務ノ公
正ヲ保タウト云フコトデアリ、同時ニ又公
務員ノ肅正ヲ圖ルト云フコトモ、從タル目
的トシテハソコニ勿論アルコトト思フノデ
レガ公務ノ執行ヲ害スルト云フ虞ハナイノ
デアリマスカラ、其ノ點ヲ茲ニ持ツテ來タ
ト云フコトハ、是ハ苟クモ公務員ノ綱紀肅
正ヲシヨウト云フ意味デ、此ノ條文ガ出來
テ居ルノデハナイデセウカ
〇秋山政府委員　此ノ條文ノ目的ハ、只今
申上ゲタヤウニ、公務員ノ執ツテ居ル公務
ノ決定ヲ左右セシムルコトニ是ガナルカラ、
即チ職務ノ公正ヲ害スルコトニナルカラ、
之ヲ取締ル必要ガアルト云フコトガ、無論
第一ノ狙ヒ所デアリマス、只今公務員ノ肅
正ヲ圖ルコトガ、主タル狙ヒ所デハナイカ
ト云フ御尋ネデアリマスガ、其ノ點モ無論
此ノ條文ノ考ヘテ居ル點デアリマスケレド
モ、ソレハ寧ロ從タル狙ヒ所デアルト思ヒ
マス、職務ノ公正ヲ害スルト云フコトト、
金錢ト何等連絡ガナイノダト云フ御話デア
リマスガ、是ハ成程直接連絡ハナイノデア
リマスガ、ヤハリ其ノ間ニ賄賂ヲ收受スル
ト云フヤウナコトニナリマスト、自然サウ
云フ斡旋行爲ガ頻發スルコトニナリ、自然
職務ノ公正ガ侵害サレル場合ガ多クナツテ
來ルコトニナリマスノデ、其ノ點ニ付テド
ウシテモ此ノ中間ニ立ツ斡旋行爲ヲ取締ル
必要ガアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘラレテ居
ル譯デアリマス、デスカラ要スルニ此ノ條
文ノ狙ヒ所ハ、主タル所ハヤハリ職務ノ公
正ヲ保タウト云フコトデアリ、同時ニ又公
務員ノ肅正ヲ圖ルト云フコトモ、從タル目
的トシテハソコニ勿論アルコトト思フノデ

ル目的デ、賄賂罪ト云フノガ主タル目的デ
アル、斯ウ仰シヤルガ、何モ交渉斡旋ヲス
ル公務員ガ利益ヲ得ヤウガ得マイガ、要ス
ルニ地位ヲ利用シテ他ノ公務員ニ属スル職
務ニ交渉スル者ハ、全部ソレハ職務ノ公正
ヲ侵害スル者トシテ罰シナケレバナラヌ
ノデハナイノデスカ、唯利益ヲ得ルト云フ
コトヲ、何カ重ク見テ居ルヤウナ感ジガ私
ハスル、職務ノ公正ヲ維持スルノガ、第一
ノ主眼デアルトスルナラバ、斡旋交渉スル
公務員ガ利益ヲ得ヤウガ得マイガ、
職務ノ公正ヲ維持スルト云フ點ニ於テハ關
係ガナイ、却テ私ハ普通ノ事例デハ、交渉
斡旋ヲスル公務員ガ、利益ヲ得ズシテ交渉
斡旋ヲスル場合デ、而モ相當ニ職務ノ公正
ヲ侵害スル虞アルモノガ多々アルノデヤナ
イカト思フ、今ノ法律ノ精神ハ徹底シナイ
ンデスネ、ソレナラバ公務員ガ其ノ地位ヲ
利用シテ職務ノ斡旋ヲスルノハ、全部賄賂
ガアラウガアルマイガ罰スルト云フ見解ヲ
取ラナケレバイカヌト思フガ、此ノ條文ニ
其ノ點ヲ入レナイト云フノハ、利益ヲ取ラ
ヌ人ヲ罰スルト云フコトハオ氣ノ毒デアル
カラ、マア利益ヲ取ツタ人ダケハ罰シテ、
利益ヲ取フ又人モ瀆職罪ニハナルケレドモ
大目ニ見テ許シテヤラウト云フ御方針デ
アリマセウカ、職務ノ公正ヲ害スルト云フ
意味ニハ變リハナイデセウ、地位ヲ利用ス
ル人ガ交渉スルナラバ、利益ヲ取ラウガ取
ルマイガ、チツトモ變リガナイ、ソレヲ罰
シナインハ、利益ガナイカラオ氣ノ毒様ダ
ト云フ意味デ、罰シナイト云フ意味ニナル
ノデアリマセウカ

是ハ賄賂ヲ取ルト否トニ拘ラズ、嚴ニ取締ヲスベキ事柄デアリマス、唯全然賄賂ヲ收受若シクハ要求等ノコトナクシテ、ソレヲ法ノ條文ヲ設ケテ處罰スルト云フコトハ、到底出來ナイコトデアリマスカラ、ソコデ、其ノ斡旋者ガ公務員デアリマスカラ、斡旋者ガ賄賂ヲ收受シタ部分ニ付テハ之ヲ處罰スル、其ノ地位ヲ利用シテ金錢ヲ收受シタ者ハ、之ヲヤハリ賄賂ト云フコトニ認メテ處罰スルト云フコトガ、此ノ條文ノ精神デアルト思ヒマス

主トシテ居ルカドウカト云フコトニナリマ
スルト、寧ロ被斡旋者ノ職務ノ公正ヲ害ス
ルコトヲ取締ラウト云フコトニアルト言ハ
ナケレバナラスト思ヒマス
○仲井間委員 ドウモ不徹底ダト思フ、第
一主眼點ハ被斡旋者ノ職務ノ公正ヲ保護ス
ルノダト云フト、其ノ保護ヲ害サレテ居ル
ノハ利用デアツテ利益デナイト云フ感ジガ
シマスカラ、押問答ヲシテモ仕方ガナイン
デ止メマス、ソレカラ自己ノ地位ヲ利用ス
ル方面、其ノ公務員ノ綱紀肅正ヲ圖ルト云
フノガ實ハ狙ヒ所デハナイカト考へマシテ
御聽キシタノデアリマスガ、ソレハ從タル
狙ヒ所デアル、トアナタハ仰シヤルケレド
モ、サウ云フ空氣、サウ云フ指導精神ハ段
御發展スルト思ヒマス、此ノ條文ハ今ハ「地位
ヲ利用シ」ト云フ六ツノ文字ガ入ツテ居リマ
スガ、廳テ段々ニ此ノ六ツノ文字モ抜ケル
傾向ニアリマス、サウシテ將來ハ又段々伸
ビテ行ツテ「公務員……他ノ公務員ノ職務ニ
屬スル事項」トシテアリマスガ、是モナクナ
ツテ「公務員他人ノ職務或ハ營業ニ關シ斡旋
ヲ爲シ」ト云フヤウニナル、サウ云フコトモ
段々ナクナツテ、詰リ苟モ公務員タル者ハ
官吏ノ綱紀肅正ト云フノト同ジヤウニ是ガ
肅正ヲヤラウ、公務員タル者モ一ツノ國家
ノ公ノ機關ノ仕事ニ從事スル者デアル以上
ハ、公務員ノ本來ノ受クベキ給與ニ満足ス
ベキモノデアツテ、其ノ公務員ノ本來ノ職
責外ノ仕事ニ喙ヲ容レテ報酬ヲ貰ツタリ、
給與ヲ受ケタリスルヤウナコトハイカヌ、
サウ云フ線ニ段々引張ツテ行ク一ツノ段階
デアルト私ハ思フ、ソレデ私ハ先カラサウ
云フ「イデオロギー」ハナイデアリマセウカ、
一步々々、一段々々サウ云フ方ニ進ム段階

トシテ、是ハ現ハレテ居ルノデハナイカト
申上ゲタ、サウデアルナラバサウデアルト
ル公務員モアリマス、又議員ミタヤウニ歳
費ダケデ生活費ノ補助ニモ足ラヌヤウナ給
與モアル、若シソレガサウ云ツタヤウナ「イ
デオロギー」ニナツテ、公務員ハ自己ノ本來
受クベキ給與ニ依ツテ清廉潔白ヲ期スベキ
モノデアツテ、他ニ色々ナ報酬ヲ得テ仕事
ヲヤツテハイケナイト云フヤウナ制度ニナ
リマスレバ、歳費ヲ引上げルトカ、其ノ人
ノ身分地位ヲ維持スル爲メノ給與制度ニス
ルト云フヤウナ所ニ來ナケレバナラスト思
ヒマス、サウ云フコトヲ言フノハラカシイ
ト思ヒマスガ、サウ云ツタ國家機構、社會
制度ト云フモノガ同時ニ考ヘラレナケレバ
ナラヌ、サウ云フ所ハ非常ニ重要ナ點デア
リマス、從タル狃ヒ所ダト刑事局長ハ仰シ
ヤラレマスケレドモ、段々サウ云フ風ニナ
ツテ來ナレケバ法理論トシテノ矛盾ヲ私ハ
感ズル、濫職罪ノ法理論ガ矛盾スル、是ハ單
行法トシテノ一つノ公務員ノ網紀肅正ヲ狃
ツテ居ルト、斯ウシカ考ヘラレヌ、侵害ス
ル行爲ハ利用スル地位デアツテ金錢デナイ
ノデアリマス、強ヒテサウ云フ飛躍のノ解
釋ヲサレテ居リマスケレドモ、ドウモマダ
私ハ不満デゴザイマス、サウ云ツタヤウナ
形勢ガアル、情勢ガサウナツテ來ルノデハ
ナイカ、何カ私ハ神經過敏ノ見透シヲシテ
居ルカモ知レマセヌガ、サウ云フヤウナ感
ジガスルノデアリマス、幾ラ聽イテモ同ジ
デスガ、然ラバ一ツ文言ニ付テ御伺ヒ致シマ
ス、違法性ノコトヲ條文ニ現ハサレストイ
カヌノデハアリマセスカ、苟モ地位ヲ利用

シテ他人ノ職務ニ交渉シ斡旋スル場合ニハ、ソレヲ利用スルコトガ違法性ガナケレバインカヌト思フ、其ノ違法性ハ此ノ本文ニ入レナケレバナラヌ筋合ノモノデハナイカト思フ、違法性デハナクシテ、信用ヲ利用スルトカ、相手方ニ安心ヲ與ヘテチツトモ職務ノ公正ヲ害スルヤウナコトノナイヤウナコトガ澤山アル、此ノ場合デモ「利用シ」ト書イテアリマスカラ、解釋ハ出来マス、ソレデ此ノ場合ニ違法性ヲ織込ム文句ヲ入れナケレバナラスト考ヘマスガ、如何デアリマセウカ

○秋山政府委員 地位ヲ利用シテ賄賂ヲ取ルト云フコトガ、即チ違法性ヲ持ツコトニナルノデアリマス、唯地位ヲ利用スルコト自體ガ、是ハ違法性ハナイノデアル、賄賂ヲ取ツテ初メテソコニ違法性ガ生ズル、斯ウ云フコトニナルト思ヒマス
○仲井間委員 所ガ分ラナイデスネ、違法性ハ賄賂ヲ取ル所ニ繫ガラシメルノデスカ、違法性ハ他ノ公務員ノ職務ノ公正ヲ維持スル方面ニ繫ガルノデハナイノデスカ、先ノアナタノ御答辯ハ、其ノ地位ヲ利用スルコトニ依ツテ、他ノ公務員ノ職務ノ公正ヲ、ドウモ侵害サレサウニナルカラト云フノデス、サウスルト賄賂ヲ取ルコトニ依ツテ職務ヲ利用スルコトガ違法性ニ繫ガルナラバ、サウシマスト、利益ヲ取ル方面ト違法性ガ關係アルノデアリマスカラ、他ノ職務ノ公正ヲ侵害スルノハ少シモ關係ガナイ、私ガ先ニ言フノハ其ノ公務員ノ綱紀肅正、其ノ方面ノ瀆職罪ヲ狙ツテ居ルノデハアリマセヌカト、念ヲ押シテ御聽キシタノハソコナノデアリマス、地位ヲ利用スル公務員ノ瀆職ヲ狙ツテ居ルノデハアリマセヌカト聽イタノハソ

コデアリマス、所ガアナタハサウデハナイ、ヤハリ被利用者ノ職務ノ公正ヲ狙ツテ居ルト、斯ウ仰シャル、サウスルト違法性ハ何モ利益ヲ得ル方面ニ繫ガラナインデハアリマセヌカ、ソコデ今マデノ政府委員ハ威力ヲ發揮スルト云フ意味デ答ヘラレタ、威力ハ違法性ガアリマス、ソコガハツキリセヌト、ドウモ此ノ取扱方ニ付テ實際問題トシテ困リマスカラ、若シ今御答辯ガ得ラレナケレバ、他ノ政府委員トノ間ニ於テ——ドウモソコガ能ク一致シナイ所ガアリマスノデ、留保シテ置キマスカラ、打合サレテ御答辯セラレタイト思ヒマス

○秋山政府委員 地位ヲ利用スルト云フコトニハ無論威力ヲ發揮スル場合モアリマセウ、併シナガラ威力ヲ發揮シナイデ、唯本當ニ懇親ノ間ニ於テ——自分が非常ニ懇意デアル爲ニ、此ノ地位ヲ利用スルコトガ結果効果ガアルト云フヤウナ場合モアリマセウカラ、地位ヲ利用スルト云フコトハ必ずシモ威力ヲ發揮スルコトデアルト云フコトハ疑問ガアルト思ヒマス、併シ若シ前ノ政府委員ニ於テサウ云フ答辯ガアリマシクトスレバ、尙ホ能ク打合ハセマシテ申上ゲマス

○山本委員長代理 速記ヲ始メテ——ソレ

デハ本日ハ是ニテ散會致シマス

午後零時十五分散會

○秋山政府委員 承知シマンシタ
○青木(作)委員 本日ハ此ノ程度ニ於テ散會セラレンコトヲ希望致シマス
○山本委員長代理 一寸速記ヲ止メテ……
〔速記中止〕

昭和十六年二月二十六日印刷

昭和十六年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局